平成２１年（フ）第１８８号
北海道北斗市東浜２丁目17番25号
破産者　株式会社川村土木
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２５０号
千葉県山武郡横芝光町横芝1091番地の１
破産者　有限会社早川書店
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第７４９号
川崎市高津区新作６丁目９番７―306号
破産者　株式会社建装
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
岐阜県本巣市大字上保969番地の２
破産者　松新運輸有限会社
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４５１号
岐阜県羽島郡岐南町下印食３丁目27番地
破産者　株式会社日礦
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５２８号
岐阜県羽島郡岐南町徳田６丁目235番地
破産者　合資会社正村組
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８２４号
岐阜市早田栄町４丁目４番地、住民票上の住所岐阜市岩倉町５丁目41番地２
破産者　佐藤真奈美
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５０７号
京都市左京区二条通川端東入新先斗町134番地
破産者　株式会社ケンソー
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第３６４号
鳥取県鳥取市吉方温泉１丁目575番地
破産者　有限会社栄功不動産
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７９１号
愛媛県松山市中央１丁目12番17号
破産者　有限会社コードワークス
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０９号
群馬県渋川市半田1732番地２
破産者　田島　博幸
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１６０号
群馬県前橋市幸塚町107番地１
破産者　入澤　　章
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４７号
札幌市北区屯田１条１丁目６番10号
破産者　原　久美子（旧姓相木）
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
北海道苫小牧市若草町５丁目６番26―407号
破産者　星　　文武
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１５４５号
千葉県松戸市牧の原２丁目199番地　アークＫ102号、申立時の住所仙台市青葉区木町通２丁目１番42―414号
破産者　直井　直美（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
仙台市若林区南小泉字八軒小路17番地の１西棟
破産者　佐藤　勇人
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目22番19号　ハウスマコト101
破産者　尾崎　祐介
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
仙台市泉区七北田字東裏19番地の３　セフィラハイツＩＺＵＭＩ―202
破産者　野田美穂子（旧姓松戸）
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
山形県米沢市塩井町塩野636番地の２、申立時の住所山形県米沢市万世町片子362番地の４
破産者　斉藤　　努
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１８２号
茨城県神栖市奥野谷3756番地５
破産者　板東　立樹
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部